

# 令和8年度（2026年度）熊本県放課後児童支援員認定資格研修事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県放課後児童支援員認定資格研修事業業務

## 2 業務の目的

放課後児童支援員を志す者に対し、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識させることを目的とする。

## 3 業務内容

予算額：2,078,000円以内

別紙「熊本県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要項」及び「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（令和6年3月30日こ成事第350号こども家庭庁成育局長通知）」の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱 I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」の別紙「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等」に基づき、研修実施に係る次の業務を行う。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）の作成
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）の作成
- (3) 講師選定及び講師謝金等の支払
- (4) 会場の手配及び会場使用料の支払
- (5) 研修資料の準備作成
- (6) 研修会当日の運営
- (7) 修了評価のため、受講者が提出するレポート又はチェックシートの様式作成、回収、とりまとめ
- (8) 受講者一覧の作成（受講科目がわかるもの）

## 4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

## 5 成果品

次の書類を電子媒体で提出する。

- (1) 事業完了報告書（別記第3号様式）
- (2) 研修会当日の配布資料
- (3) 収支精算書（別記第4号様式）
- (4) 受講者が作成したレポート又はチェックシート一式
- (5) 受講者一覧（受講者ごとに受講修了科目がわかるもの）

## 6 その他

- (1) 本事業の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項の決定については、事前に県と十分協議を行い、承認を受けること。
- (2) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (3) 研修の開催は、令和9年（2027年）2月末までに終了するものとする。
- (4) 1日4科目を4日間（計16科目）2会場で実施するものとする。
- (5) 研修会場の選定に当たっては、受講者の利便性に配慮し、特に遠隔地から参加する受講者の移動負担が過度なものとならないよう努めること。
- (6) 1回の研修につき、最大150名が受講できる体制を確保すること。
- (7) 研修受講者に対して、本人確認を行うものとする。
- (8) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (9) 仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ決定すること。